

日田市民文化会館「パトリア日田」友の会 規約

第 1 条 (名称)

この会の名称は「日田市民文化会館「パトリア日田」友の会」(以下「友の会」という)と称します。

第 2 条 (目的)

友の会は、日田市民文化会館「パトリア日田」が行う文化芸術事業を支援し、会員の参加を促進することで、日田市の地域文化の向上に寄与することを目的とします。

第 3 条 (事務取扱)

友の会に関する事務は、日田市民文化会館「パトリア日田」の指定管理者である、株式会社ケイミックスパブリックビジネス(以下「弊社」という)が行うものとし、日田市民文化会館「パトリア日田」友の会事務局(以下、「事務局」という)を日田市民文化会館「パトリア日田」内に設置します。

第 4 条 (会員)

会員とは、この友の会の目的に賛同し、本規約を承認の上、所定の申込用紙により入会の申込を行い、年会費を納入し、会員証の発行を受けた方をいいます。

第 5 条 (会員証)

(1)事務局は、会員に対し会員証を発行します。

(2)前項の会員証は、会員本人のみが利用できるものとし、他人への譲渡や貸与はできません。他人への譲渡や貸与をした場合、第 8 条の会員特典は無効となります。

(3)会員証を紛失した場合は、当館へご連絡下さい。再発行の場合、手数料(100 円)が必要です。

第 6 条 (会員期間)

第 4 条の会費を納入した月を入会月とし、1 年後の月末まで。

第 7 条 (会費)

(1)会費は、年額 1,000 円とします。

(2)会費はいかなる理由があっても返還しません。

第 8 条 (会員の特典)

会員は次の特典を利用することができる。

- (1)事務局が指定する、主催事業チケットの先行予約、購入。
- (2)事務局が指定する、主催事業チケット料金の割引。
- (3)日田市民文化会館「パトリア日田」友の会会報誌「P フレンズ」の無料送付。
- (4)チケット送料無料（日田市内の方に限る）。

第 9 条（届出事項の変更）

会員は、申込事項に変更が生じた場合、日田市民文化会館「パトリア日田」へご連絡下さい。変更の届出を怠ったために生じた、送付書類の延着又は不到着、その他不備について弊社は一切責任を負いません。

第 10 条（退会について）

- (1)退会する場合、事務局までご連絡ください。
- (2)会費の未納又は住所不明等の状態が一定期間続き、改善される見込みが認められない場合やその他運営上の支障がある場合、事務局は会員の資格を取り消すことがあります。

第 11 条（個人情報の管理について）

(1)会員の個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法および個人情報保護マネジメントシステム（JISQ15001:2006）に基づいて、別に定める方針にご同意いただいた上で、適正に管理します。

(2)弊社の指定期間が満了または指定管理業務が終了した場合、弊社は日田市又は日田市が指定する者に対して、個人情報を提供する場合があります。

第 12 条（本規約の変更）

事務局は、必要があるときには、この規約を変更できるものとし、変更内容を会員に通知します。ただし、軽微な変更についてはこの限りではありません。

第 13 条（補則）

この規約に定めのない事項については、事務局が別に定めます。

平成 30 年 2 月 6 日

日田市民文化会館「パトリア日田」

指定管理者：株式会社ケイミックスパブリックビジネス
大分県日田市三本松 1 丁目 8 番 11 号
TEL：0973-25-5000（9:00～22:00）